

参考資料

北海道社会福祉審議会  
民生委員審査専門分科会

- |                                |         |
|--------------------------------|---------|
| ・北海道民生委員定数条例 新旧対照表（令4年12月1日施行） | P 1～4   |
| ・民生委員・児童委員選任要領                 | P 5～7   |
| ・主任児童委員選任要領                    | P 8     |
| ・北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針     | P 9～10  |
| ・北海道社会福祉審議会条例                  | P 11～13 |
| ・北海道社会福祉審議会運営規程                | P 14～16 |

新旧対照表

## ○北海道民生委員定数条例

新		旧
北海道民生委員定数条例 (民生委員の定数)		北海道民生委員定数条例 (民生委員の定数)
第2条 民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、同表の当該右欄に定める人数とする。		第2条 民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、同表の当該右欄に定める人数とする。
小樽市	344人	345人
室蘭市	256人	256人
釧路市	456人	456人
帶広市	327人	329人
北見市	301人	301人
夕張市	50人	51人
岩見沢市	235人	235人
網走市	106人	106人
留萌市	79人	79人
苫小牧市	360人	359人
稚内市	120人	123人
美唄市	86人	87人
芦別市	65人	65人
江別市	249人	248人
赤平市	51人	51人
紋別市	78人	78人
士別市	61人	61人
名寄市	100人	98人
三笠市	43人	43人
根室市	70人	70人
千歳市	220人	220人
滝川市	117人	117人
砂川市	57人	57人
歌志内市	22人	22人
深川市	79人	79人
富良野市	56人	56人
登別市	131人	132人
恵庭市	131人	131人
伊達市	88人	88人
北広島市	124人	125人
石狩市	132人	131人
北斗市	123人	123人
当別町	50人	52人
新篠津村	10人	10人
松前町	37人	37人
福島町	29人	29人
知内町	18人	18人
木古内町	22人	22人
七飯町	74人	74人
鹿部町	15人	15人
森町	54人	54人
八雲町	64人	64人

新		旧	
長万部町	32人	長万部町	32人
江差町	33人	江差町	33人
上ノ国町	26人	上ノ国町	26人
厚沢部町	20人	厚沢部町	20人
乙部町	18人	乙部町	18人
奥尻町	18人	奥尻町	18人
今金町	21人	今金町	23人
せたな町	47人	せたな町	47人
島牧村	11人	島牧村	11人
寿都町	16人	寿都町	16人
黒松内町	11人	黒松内町	18人
蘭越町	20人	蘭越町	20人
ニセコ町	15人	ニセコ町	15人
真狩村	10人	真狩村	10人
留寿都村	8人	留寿都村	8人
喜茂別町	15人	喜茂別町	15人
京極町	15人	京極町	15人
俱知安町	51人	俱知安町	51人
共和町	21人	共和町	21人
岩内町	50人	岩内町	50人
泊村	14人	泊村	14人
神恵内村	8人	神恵内村	8人
積丹町	17人	積丹町	17人
古平町	17人	古平町	17人
仁木町	14人	仁木町	15人
余市町	63人	余市町	63人
赤井川村	8人	赤井川村	8人
南幌町	23人	南幌町	23人
奈井江町	22人	奈井江町	22人
上砂川町	20人	上砂川町	20人
由仁町	22人	由仁町	22人
長沼町	38人	長沼町	38人
栗山町	40人	栗山町	40人
月形町	16人	月形町	16人
浦臼町	10人	浦臼町	10人
新十津川町	24人	新十津川町	24人
妹背牛町	13人	妹背牛町	13人
秩父別町	11人	秩父別町	11人
雨竜町	11人	雨竜町	11人
北竜町	10人	北竜町	10人
沼田町	14人	沼田町	14人
鷹栖町	22人	鷹栖町	22人
東神楽町	24人	東神楽町	24人
当麻町	23人	当麻町	23人
比布町	13人	比布町	14人
愛別町	14人	愛別町	14人
上川町	23人	上川町	23人
東川町	22人	東川町	22人
美瑛町	39人	美瑛町	39人

新		旧	
上富良野町	34人	上富良野町	34人
中富良野町	21人	中富良野町	21人
南富良野町	11人	南富良野町	11人
占冠村	9人	占冠村	9人
和寒町	16人	和寒町	16人
劍淵町	13人	剣淵町	13人
下川町	19人	下川町	19人
美深町	24人	美深町	24人
音威子府村	5人	音威子府村	5人
中川町	10人	中川町	10人
幌加内町	14人	幌加内町	14人
増毛町	23人	増毛町	23人
小平町	14人	小平町	14人
苦前町	17人	苦前町	17人
羽幌町	33人	羽幌町	33人
初山別村	8人	初山別村	8人
遠別町	16人	遠別町	16人
天塩町	20人	天塩町	20人
猿払村	16人	猿払村	16人
浜頓別町	19人	浜頓別町	19人
中頓別町	13人	中頓別町	13人
枝幸町	38人	枝幸町	38人
豊富町	21人	豊富町	21人
礼文町	17人	礼文町	17人
利尻町	16人	利尻町	16人
利尻富士町	17人	利尻富士町	17人
幌延町	12人	幌延町	12人
美幌町	58人	美幌町	58人
津別町	24人	津別町	24人
斜里町	43人	斜里町	43人
清里町	21人	清里町	21人
小清水町	20人	小清水町	20人
訓子府町	19人	訓子府町	19人
置戸町	15人	置戸町	15人
佐呂間町	27人	佐呂間町	27人
遠軽町	76人	遠軽町	76人
湧別町	41人	湧別町	42人
滝上町	21人	滝上町	21人
興部町	18人	興部町	19人
西興部村	8人	西興部村	8人
雄武町	21人	雄武町	21人
大空町	30人	大空町	30人
豊浦町	18人	豊浦町	18人
壯瞥町	12人	壯瞥町	12人
白老町	57人	白老町	57人
厚真町	20人	厚真町	20人
洞爺湖町	38人	洞爺湖町	38人
安平町	34人	安平町	34人
むかわ町	38人	むかわ町	40人

新		旧	
日高町	51人	日高町	51人
平取町	26人	平取町	25人
新冠町	21人	新冠町	21人
浦河町	46人	浦河町	46人
様似町	19人	様似町	20人
えりも町	18人	えりも町	18人
新ひだか町	69人	新ひだか町	69人
音更町	102人	音更町	99人
士幌町	20人	士幌町	20人
上士幌町	19人	上士幌町	19人
鹿追町	18人	鹿追町	18人
新得町	24人	新得町	24人
清水町	34人	清水町	34人
芽室町	49人	芽室町	49人
中札内村	12人	中札内村	12人
更別村	12人	更別村	12人
大樹町	22人	大樹町	22人
広尾町	20人	広尾町	22人
幕別町	64人	幕別町	64人
池田町	32人	池田町	32人
豊頃町	16人	豊頃町	16人
本別町	33人	本別町	35人
足寄町	32人	足寄町	32人
陸別町	16人	陸別町	16人
浦幌町	24人	浦幌町	24人
釧路町	48人	釧路町	48人
厚岸町	34人	厚岸町	35人
浜中町	22人	浜中町	22人
標茶町	39人	標茶町	39人
弟子屈町	32人	弟子屈町	32人
鶴居村	14人	鶴居村	14人
白糠町	40人	白糠町	40人
別海町	51人	別海町	51人
中標津町	56人	中標津町	56人
標津町	21人	標津町	21人
羅臼町	20人	羅臼町	20人

## 民生委員・児童委員選任要領

### 第1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

### 第2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具备する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意すること。

- (1) 民生委員・児童委員の選任に当たっては、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した者を選出すること。
- (2) 現任の民生委員・児童委員を候補者として再選出する場合には、将来にわたって積極的な活動を行うことのできる者を選任する見地から、「できる限り75歳未満」の者を選出すること。

また、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。
- (3) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (4) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者

ただし、一定の条件を満たす場合はこの限りではない。
- (5) 生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (6) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (7) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者
- (8) 議会議員が民生委員を兼職することは認められないで、候補者として選出しないこと。

### 第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して、選任基準等を作成し、民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に

努めること。

#### 第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）によるところが大きいため、推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条の外、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の外、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

##### 1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員・児童委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱すること。

##### 2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、知事が示した選任基準等とともに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないよう十分留意すること。
- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。  
また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は議事に関しては秘密を厳守すること。
- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

##### 3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

#### 第5 委嘱手続に関する留意事項

- 1 推荐会において推薦する民生委員・児童委員候補者の数が定数より多いときは、これに序列を付すこと。
- 2 知事は民生委員推薦会が推薦した者のうち、民生委員・児童委員として適当でない

と認められる者のあるときは、再推薦を命じ、再推薦を命じてもなお、適当でないと認められる者を推薦した場合には反復して再推薦を命じるものであること。

なお、再推薦を命じる場合には、不適當と思われる者に代わるべき者についてのみ再推薦を命じるものであること。

- 3 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、様式第1号による委嘱辞令が交付されるが、伝達は市町村長において行うものである。また、民生委員・児童委員の担当する市町村を定め、様式第2号による委嘱辞令を併せて交付する。
- 4 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民にその者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる等の方途を講ずること。

## 第6 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
  - (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行なうことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行なうことができない場合をいうこと。
  - (2) 「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
  - (3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。

なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。
- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を知事に内申すること。
- 3 知事が民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「専門分科会」という。）の意見を聴く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聴くものであること。
- 4 法第12条第1項の規定により、専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を書面をもって通知すること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができるものであること。
- 6 専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を知事に通知するものとする。
- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、専門分科会の同意を要し、同意がない場合は、解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聴くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 民生委員・児童委員の解嘱は、厚生労働大臣によって行われ、様式第3号による解嘱辞令が交付されるが、伝達は市町村長において行うものである。

## 主任児童委員選任要領

### 1 定数

主任児童委員の定数は、平成13年7月12日付け地福第404号保健福祉部長通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

また、主任児童委員の配置基準については、近年の少子化、子育て不安、児童虐待問題等の増加などの状況に対応するため、民生委員協議会について最低2人となるよう配置基準を定めているので、適任者の推薦に十分留意すること。

なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことは差し支えない。

### 2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年9月14日付け37社第1891号民生部長通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ、以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

(1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- ② 学校等の教員の経験を有する者
- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

(2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。

(3) 主任児童委員は、新任・再任を問わず、原則として60歳未満の者を選任すること。

ただし、地域の事情により60歳未満の者の選出がどうしても困難な場合に限り、例外的に60歳以上の者の選任を認めることとする。

その場合にあっても、現に地域で地域福祉活動に携わるなど、今後の活動が十分に期待される原則65歳未満の者を選任すること。

### 3 推薦及び指名手続

#### (1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するにあたって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け、推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に关心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の推薦にあたっては、民生委員法施行細則第3条第3項で定める「民生委員推薦書」により行うものとし、主任児童委員として推薦する者である旨を表示すること。

#### (2) 指名手続

市町村長が、昭和37年9月14日付け37社第1891号民生部長通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第5 民生委員・児童委員の委嘱」の4により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

#### (3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、知事は様式第1号を北海道厚生局長に提出するものとする。なお、指名の解除は、様式第2号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、前記「(2) 指名手続」により、市町村長が行うこと。

## 北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針

平成 10 年 7 月 3 日決定  
一部改正…平成 12 年 11 月 7 日  
平成 19 年 7 月 13 日  
平成 19 年 8 月 20 日  
平成 22 年 7 月 9 日  
平成 31 年 3 月 29 日  
令和 4 年 3 月 31 日

### 1 目的

この審査方針は、北海道社会福祉審議会の民生委員審査専門分科会が、市町村民生委員推薦会から推薦された民生委員候補者を審査するに当たっての審査基準等を明らかにするものである。

### 2 基本的考え方

民生委員児童委員の選任は、真に適格者を求めることが主眼として行われるべきであって、市町村の名譽職の交替とか役員の割り振りであってはならない。  
したがって、真に民生委員児童委員の職務の遂行が期待できる適任者を選任するものとする。

### 3 審査方針の位置付け

民生委員児童委員としての適格要件は、民生委員法、昭和 37 年 9 月 14 日付け第 37 号第 1891 号北海道民生部長通知（基本通知）及び平成 19 年 8 月 20 日付け子ども第 912 号北海道保健福祉部長通知（主任児童委員の選任について）に基づくほか、この審査方針によるものとする。

### 4 審査基準

#### (1) 特別要件

次の要件を満たさない者については、民生委員児童委員として選任しないこととする。  
なお、この場合、市町村民生委員推薦会に対し、適格者の再推薦を求めるものとする。

##### ① 年齢制限について

- ア 地区を担当する民生委員児童委員 (平成 7 年 7 月 18 日決議事項)  
・新任の場合は、基準を設けない。  
・再任の場合は、できる限り 75 歳未満の者とする。  
ただし、健康状態、過去の活動状況等十分勘案し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。

##### ② 主任児童委員

- (平成 10 年 7 月 3 日決議事項)  
主任児童委員は、新任・再任を問わず原則 60 歳未満の者とする。  
ただし、地区の事情により 60 歳未満の者の選出が困難である場合、その事情止むを得ないとき判断できる場合は、例外的に 60 歳以上の者を認める。その場合でも、地区の意見を尊重して児童福祉活動を実施するなど、今後の活動が十分に期待される原則 (65 歳未満の者とする)。

##### ③ 議会議員との兼職について

(平成 8 年 7 月 22 日決議事項)

議会議員が民生委員を兼職することについては、民生委員法第 16 条の趣旨等を踏まえ、これを認めないこととする。

##### ④ 普通要件

民生委員児童委員は、原則、次の要件を満たすものとし、推薦者の適否については、これらの要件を考慮して総合的に判断するものとする。

##### ① 社会福祉への関心

ボランティアや介護など福祉活動の経験を有すること。

##### ② 民生委員活動状況

(再任された者は、民生委員協議会への出席率が概ね 60% 以上である)。

##### ③ 時間的余裕

民生委員児童委員活動に、概ね週 14 時間以上時間を割愛できること。

##### ④ その他

- ・家族の協力と理解が得られていること。
- ・会社員、公務員等被雇用者については、所属長の了解が得られていること。
- ・健康であり、活動に支障がないこと。

#### (3) その他

北海道民生委員児童委員選任要領第2の（4）ただし書きの「一定の条件」とは、次の条件をすべて満たすことをいう。

- ① 当該市町村内に居住していること。
- ② 地域の実情を知っているだけではなく、地域住民との交流が深く、信望が厚いと認められること。
- ③ 現居住地から当該地区に定期的な訪問が可能であること。
- ④ 電話やファックス等による相談連絡体制が確保されていること。
- ⑤ 市町村や地区民生委員児童委員協議会等の支援体制が確保されていること。
- ⑥ 任期は、本ただし書きの規定により委嘱される日から3年を経過した日以降、最初の一斉改選の日までとし、民生委員推薦会は、当該民生委員・児童委員の任期中においても引き続き、当該地区に居住する民生委員・児童委員を確保すること。

## 北海道社会福祉審議会条例

平成12年3月29日

北海道条例第 9 号

### (趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 審議会の名称は、北海道社会福祉審議会とする。

### (組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開く場合には、前2項の規程の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(調査審議事項の特例)

第7条 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(幼保連携型認定こども園に関する調査審議)

第8条 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する審議会その他の合議制の機関とし、同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）第11条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するものとする。

(委員長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月21日条例第99号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第125号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年10月15日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月14日条例第99号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 北海道社会福祉審議会運営規程

(昭和39.2.17 審議会決定)

### (目的)

第1条 この規程は、北海道社会福祉審議会条例（平成12年3月29日北海道条例第9号。以下「条例」という。）第8条の規定により、北海道社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 条例第4条に基づき委員長があらかじめ指名する委員は、副委員長とする。

### (会議)

第3条 審議会は、毎年1回定例会を開く。ただし、必要があるときは臨時会を開くものとする。

### (専門分科会)

第4条 審議会に、次の専門分科会を置く。ただし、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 身体障害者福祉専門分科会
- (3) 児童福祉専門分科会

2 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長に事故あるときは、それぞれの専門分科会において、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

4 専門分科会は、必要なつど専門分科会長が招集することとし、専門分科会長はこれを委員長に報告しなければならない。ただし、専門分科会については、専門分科会委員の4分の1以上の請求があったときに、専門分科会長がこれを招集する。

5 専門分科会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 民生委員審査専門分科会における議決は、これをもって審議会の議決とする。ただし、この場合にあっては、その結果を事後の総会に報告するものとする。

8 民生委員審査専門分科会における審議事項については、委員の都合等により、民生委員審査専門分科会長が会議を開催することが困難と認めたときは、文書により委員の意見を求めるにより会議に代えることができる。

### (部会)

第5条 次の専門分科会に部会を置き、それぞれ各号に掲げる事項について調査審議するものとする。ただし、必要に応じその他の部会を置くことができる。

- (1) 身体障害者福祉専門分科会

#### ア 審査部会

(ア) 身体障害者の障害程度の審査に関すること

(イ) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定に関すること

(ウ) 障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生

医療・育成医療)の指定に関すること

- (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条の規定による福祉手当の障害程度の認定に関すること
- (オ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条及び第28条の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度の認定等に対する不服申立に関する調査審議に関すること

(2) 児童福祉専門分科会

ア 検証・処遇部会

- (ア) 施設入所等の措置の決定及び解除等に関すること
- (イ) 死亡事例等の重大事例の検証に関すること
- (ウ) 被措置児童等虐待の防止に関すること
- (エ) 一時保護の継続及び里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関すること

イ 里親・保育部会

- (ア) 児童福祉法第35条第6項の規定による保育所の設置の認可に関すること
- (イ) 児童福祉法第46条第4項の規定による保育所の事業停止命令に関すること
- (ウ) 児童福祉法第59条第5項の規定による認可外保育施設の事業停止命令又は施設閉鎖命令に関すること
- (エ) 児童福祉法施行令第29条の規定による里親の認定に関すること
- (オ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可に関すること
- (カ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の事業停止命令又は施設閉鎖命令に関すること
- (キ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第2項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取り消しに関すること
- (ク) 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例第11条の規定による幼保連携型認定こども園に対する勧告に関すること

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名することとし、審査部会以外の部会に属すべき委員については、部会の属する専門分科会の委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 第1項の部会については、前条第2項から第8項の規定を準用する。この場合、同条中「専門分科会」及び「民生委員審査専門分科会」とあるのは「部会」に、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」に読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉部総務課において処理する。

(委員長への委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は委員長がこれを定める。

附則

この規程は、昭和39年2月17日から施行する。

附則

この規程は、昭和61年2月24日から施行する。

附則

この規程は、平成11年12月22日から施行する。

附則

この規程は、平成12年6月21日から施行する。

附則

この規程は、平成13年6月11日から施行する。

附則

この規程は、平成18年6月15日から施行する。

附則

この規程は、平成19年8月3日から施行する。

附則

この規程は、平成20年3月10日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月10日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月11日から施行する。

附則

この規程は、平成26年12月8日から施行する。

